

I－2． 港湾設計等業務委託共通仕様書

I 港湾設計等業務委託共通仕様書

目 次

第 I 編 港湾設計等業務委託共通仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

I-1-1-1	適用	I-2-1
I-1-1-2	用語の定義	I-2-1
I-1-1-3	受発注者の義務	I-2-3
I-1-1-4	業務の着手	I-2-4
I-1-1-5	設計図書の支給及び点検	I-2-4
I-1-1-6	監督職員	I-2-4
I-1-1-7	管理技術者	I-2-4
I-1-1-8	照査技術者及び照査の実施	I-2-5
I-1-1-9	担当技術者	I-2-5
I-1-1-10	提出書類	I-2-5
I-1-1-11	打合せ等	I-2-6
I-1-1-12	業務計画書	I-2-7
I-1-1-13	資料等の貸与及び返却	I-2-7
I-1-1-14	関係官公庁への手続き等	I-2-8
I-1-1-15	地元関係者との交渉等	I-2-8
I-1-1-16	土地への立入り等	I-2-8
I-1-1-17	成果物の提出	I-2-9
I-1-1-18	関連法令及び条例の遵守	I-2-10
I-1-1-19	中立性の保持	I-2-10
I-1-1-20	公益確保の責務	I-2-10
I-1-1-21	検査	I-2-10
I-1-1-22	修補	I-2-11
I-1-1-23	条件変更等	I-2-11
I-1-1-24	契約変更	I-2-11
I-1-1-25	履行期間の変更	I-2-12
I-1-1-26	一時中止	I-2-12
I-1-1-27	発注者の賠償責任	I-2-12
I-1-1-28	受注者の賠償責任	I-2-13
I-1-1-29	不可抗力による損害	I-2-13
I-1-1-30	事故の補償	I-2-13
I-1-1-31	部分使用	I-2-13
I-1-1-32	再委託	I-2-13
I-1-1-33	著作権の譲渡等	I-2-14
I-1-1-34	成果物の使用等	I-2-15
I-1-1-35	守秘義務	I-2-15
I-1-1-36	個人情報の取扱い	I-2-16
I-1-1-37	安全等の確保	I-2-17
I-1-1-38	環境対策	I-2-18
I-1-1-39	臨機の措置	I-2-19
I-1-1-40	履行報告	I-2-19
I-1-1-41	現場作業を行う時期及び時間の変更	I-2-19
I-1-1-42	調査・試験に対する協力	I-2-19

第 2 章 設計等業務

第 1 節 予備・基本設計

I - 2 - 1 - 1	適用の範囲	I - 2 - 20
I - 2 - 1 - 2	設計計画及び資料収集・整理	I - 2 - 20
I - 2 - 1 - 3	設計条件	I - 2 - 21
I - 2 - 1 - 4	構造形式の選定	I - 2 - 21
I - 2 - 1 - 5	構造諸元の決定	I - 2 - 21
I - 2 - 1 - 6	図面作成	I - 2 - 22
I - 2 - 1 - 7	成果	I - 2 - 22
I - 2 - 1 - 8	協議・報告	I - 2 - 22
I - 2 - 1 - 9	照査	I - 2 - 22

第 2 節 細部設計

I - 2 - 2 - 1	適用の範囲	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 2	設計計画	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 3	設計波の算定	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 4	配筋計算	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 5	数量計算	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 6	図面作成	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 7	付帯施設	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 8	成果	I - 2 - 23
I - 2 - 2 - 9	協議・報告	I - 2 - 24
I - 2 - 2 - 10	照査	I - 2 - 24

第 3 節 実施設計

I - 2 - 3 - 1	適用の範囲	I - 2 - 24
I - 2 - 3 - 2	設計計画	I - 2 - 24
I - 2 - 3 - 3	図面作成	I - 2 - 24
I - 2 - 3 - 4	数量計算	I - 2 - 25
I - 2 - 3 - 5	成果	I - 2 - 25
I - 2 - 3 - 6	協議・報告	I - 2 - 25
I - 2 - 3 - 7	照査	I - 2 - 25

第 3 章 提出書類

第 1 節 提出書類

I - 3 - 1 - 1	業務委託着手前の提出書類	I - 2 - 26
I - 3 - 1 - 2	業務委託実施時の提出書類	I - 2 - 28
I - 3 - 1 - 3	業務委託完了時の提出書類	I - 2 - 31

第 I 編 港湾設計等業務委託共通仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

I-1-1-1 適用

- 1 この港湾設計等業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書(I)」という。）は、大阪市の定める関係条例・規則等に基づき、大阪港湾局（以下「本市」という。）が発注する大阪港に関する土木工事に係る設計及び計画業務に係る土木設計等業務委託契約書（以下「契約書(A)」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、共通仕様書(I)又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

I-1-1-2 用語の定義

共通仕様書(I)に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、大阪市をいう。
- 2 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書(A)第18条第1項の規定に基づき、発注者が定めた監督職員、補助監督職員、監督補助者(監督担当職員)を総称していう。
- 4 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書(A)第36条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。また、部分払の請求に係る契約書(A)特約条項第3項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書(A)第19条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書(A)第19条の2第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 7 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。

- 8 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 9 「契約図書」とは、契約書(A)及び設計図書をいう。
- 10 「契約書」とは、土木設計等業務委託契約書をいう。
- 11 「設計図書」とは、仕様書、図面、設計書鏡等、委託内訳（各号明細書及び各代価表を含む。）若しくは委託数量総括表及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 12 「仕様書」とは、共通仕様書(I)及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 13 「共通仕様書(I)」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 14 「特記仕様書」とは、共通仕様書(I)を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 15 「委託内訳若しくは委託数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 16 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 17 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 18 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 19 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 20 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 22 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 23 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 24 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 25 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 27 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- 28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名又は押印したものを有効とする。
- (1) 発注者の確認は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。
- ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 29 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
- 30 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了及び部分払いの請求に係る業務の出来高等を確認することをいう。
- 31 「委託業務の完了」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことをいう。
- (1) 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されるすべての業務が完了している。
- (2) 契約書(A)第23条に基づく、監督職員の請求した修補が完了している。
- (3) 設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了している。
- (4) 契約変更を行う必要がある設計業務は、最終変更契約を発注者と締結している。
- 32 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 33 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 34 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託及び再々委託等する者をいう。
- 35 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 36 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
- 37 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 38 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- 39 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し設計業務等に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
- 40 「届出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に関する事項について書面をもって届け出ること

I-1-1-3 受発注者の義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

3 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

I-1-1-4 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

I-1-1-5 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書（I）、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

I-1-1-6 監督職員

- 1 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書（A）の規定に基づく監督職員の権限は、契約書（A）第18条第2項に規定した事項である。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後7日以内に、書面で受注者に指示するものとする。

I-1-1-7 管理技術者

- 1 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、又はこれと同等の能力と経験を有する者（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）、若しくはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の業務内容に応じた資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は契約書（A）第19条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注

者の一切の権限(契約書(A)第19条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。)を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

I-1-1-8 照査技術者及び照査の実施

1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、次の各項に示す内容によるものとする。

(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、又はこれと同等の能力と経験を有する者（国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者）、若しくはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の業務内容に応じた資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

(3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

(4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。

I-1-1-9 担当技術者

1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く。）

2 担当技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

I-1-1-10 提出書類

1 受注者は、発注者が指定した様式（「Ⅶ 提出書類の様式」等による必要な関係書類をいう。）により、契約締結後、関係書類（第Ⅰ編 第3章 提出書類）について、指定期日までに、監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く）は、契約時又は変更時において、契

約金額が100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

なお、登録にかかる発注機関名は大阪市大阪港湾局（発注者機関コード：40801012）とする。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリス に業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（「登録機関」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターをいう。登録手続きWebページは「<http://ct.jacic.or.jp/>」による。）

- 4 受注者は、契約時において、当該監督官公署から労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）加入証明を受け、その証明書を発注者に提出しなければならない。ただし、労災保険未加入の場合は、当該理由を監督職員に報告したうえで、その証明書を省くことができる。
- 5 受注者は、配置技術者にかかる職務分担及び手持ち業務件数について、仕様書に定めがある場合は、職務分担表及び配置技術者手持業務報告書を発注者に提出しなければならない。
- 6 共通仕様書において定めた書類の提出については、業務等の内容を踏まえ、特記仕様書に定める場合又は発注者と受注者の協議により、省略することができるものとする。

I-1-1-1 打合せ等

- 1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（業務打合せ書を用いること。）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（業務打合せ書を用いること。）を作成するものとする。

- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（業務打合せ書を用いること。）に記録し相互に確認しなければならない。

- 3 受注者は支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の清算が行えるものについてはその時点）には支給品清算書を監督職員に提出しなければならない。
- 4 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 5 打合せの想定回数は、設計図書による。

I-1-1-1-2 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき次の各項を記載するものとする。ただし、業務実施に不要な事項を省略できる。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務実施計画
 - (4) 業務工程
 - (5) 業務組織計画
 - (6) 打合せ計画
 - (7) 成果品の品質を確保するための計画
 - (8) 成果品の内容、部数
 - (9) 使用する主な図書及び基準
 - (10) 連絡体制（緊急時含む。）
 - (11) 使用機器の種類・名称・性能・検定書等（使用計測器一覧表及び校正記録書を含む）
 - (12) 仮設備計画
 - (13) 安全管理計画
 - (14) その他必要事項

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

I-1-1-1-3 資料等の貸与及び返却

- 1 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、これらの貸与資料にかかる貸与日、返却日等を一覧表に整理しなければならない。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任とし費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

I-1-1-1.4 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

I-1-1-1.5 地元関係者との交渉等

- 1 契約書(A)第19条の3に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

I-1-1-1.6 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書(A)第19条の4の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の

許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

I-1-1-17 成果物の提出

- 1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果物は、原則として大阪市グリーン調達方針を遵守するものとする。
- 2 受注者は、成果物の提出にあたって、事前に次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - （1）成果物の内容・部数等（漏れ、記入間違い等、不備の有無）について、監督職員の審査を受けなければならない。
 - （2）前号の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
 - （3）調査不十分等の原因により、修正が生じた場合、受注者は、監督職員の指示に従い再調査または追加調査を行い、修正を行わなければならない。なお、再調査または追加調査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- 3 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 4 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- 5 受注者は、次の各号に掲げる事項に基づく電子データにより作成された成果品（以下「電子納品」という。）を提出しなければならない。ただし、仕様書に定めがある場合若しくは、電子化が困難である成果品等の場合は、監督職員との協議により、紙等媒体の成果品の提出をもって、電子納品を省略できる。
 - （1）電子媒体はCD-Rを原則とし、必要な文字、数値等の内容が判読できる精度を確保するものとする。
 - （2）数量計算書、報告文書等に用いる電子データは、Word、Excelにより作成することを原則とし、かつ本市各電子データ処理環境（以下「本市システム環境」という。）にて適正に動作確認ができればならない。ただし、事前に、作成する電子データが本市システム環境に対応可能であることを監督職員に確認しなければならない。
 - （3）図面電子データは、本市システム環境にて動作確認できる形式を原則とする。ただし、事前に、作成する電子データが本市システム環境に対応可能であることを監督職員に確認しなければならない。
 - （4）受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピュータ

ウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものであるとともに最新のウイルスに対応出来るよう、常に更新されたものを利用するものとする。

(5) 電子媒体には、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」又は「パターンファイル名」、「チェック年月日」を明記するものとする。

(6) その他、電子納品の作成に係る詳細な要領及び仕様については、仕様書若しくは監督職員の指示による。

I-1-1-18 関連法令及び条例の遵守

- 1 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、管理技術者及び担当技術者のほか、関係諸法令等に定める各種の責任者、又は技術者等を定め、設計業務等の実施中その者を所定の業務に従事させなければならない。
- 3 受注者は、当該設計業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが関係諸法令等に照らし不適當な場合は、又は矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。
- 4 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入していなければならない。
- 5 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

I-1-1-19 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

I-1-1-20 公益確保の責務

受注者は、設計業務等を行うにあたっては、公益の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

I-1-1-21 検査

- 1 受注者は、契約書(A)第36条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料（以下「検査書類等」という。）の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- 2 受注者は、契約書(A)特約条項（部分払）第1条1項～5項の規定に基づき、部分払の請求を行う場合は、委託業務の出来高に関する資料を作成し監督職員に提出すると共に、当該部分払に係る検査書類等を整備していなければならない。また、契約変更を必要とする委託業務の出来形に係る部分払は、その変更契約を発注者と締結していなければならない。なお、部分払にかかる検査に合格した範囲につ

いても、業務完了時の検査の対象とする。

3 受注者は、前項の部分払にかかる出来高について、本市が定めた基準による査定に従うものとする。

4 監督職員は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

5 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。ただし、受注者は、電子納品である場合において、電子データをプリントアウトした書類等一式を無償で提出しなければならない。

6 受注者は、検査において指示事項を受けた場合は、検査指示事項処置確認書を監督職員に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。

I-1-1-2.2 修補

1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。

3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

I-1-1-2.3 条件変更等

1 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合は、直ちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することのできない特別な状態」とは、次の各号をいう。

(1) 契約書(A)第34条の2第1項に規定する天災等その他の不可抗力による場合

(2) I-1-1-1.6 土地への立入り等 第1項に定める 現地への立入りが不可能となった場合

(3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

2 受注者は、設計図書の訂正又は変更が必要となる場合は、「設計変更協議書」に係る図面、数量計算書及び参考資料（「設計変更履歴一覧表」を含む。）を添付し、監督職員に提出しなければならない。

3 監督職員は、設計図書の変更又は訂正を行う場合は、「設計変更実施指示書」によるものとする。また、受注者は、この指示を受けた場合は、速やかに「設計変更承諾書」を監督職員に提出しなければならない。

I-1-1-2.4 契約変更

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

- (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書(A)第35条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) I - 1 - 1 - 2 3 条件変更等 の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

I - 1 - 1 - 2 5 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書(A)第28条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書(A)第29条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

I - 1 - 1 - 2 6 一時中止

- 1 契約書(A)第26条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、I - 1 - 1 - 3 9 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

I - 1 - 1 - 2 7 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書(A)第33条に規定する一般的損害、契約書(A)第34条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

I-1-1-28 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書(A)第33条に規定する一般的損害、契約書(A)第34条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書(A)第45条に規定する契約不適合責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

I-1-1-29 不可抗力による損害

契約書(A)第34条の2第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書(A)第32条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が業務実施不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

I-1-1-30 事故の補償

受注者は、雇用者等の設計業務等に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

I-1-1-31 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書(A)第38条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、監督職員の指示する様式により、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

I-1-1-32 再委託

- 1 契約書(A)第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
 - (3) その他設計業務等に係る仕様書に定める事項
- 2 契約書(A)第16条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料の収集・整理、単純な集計などの簡易な業務とし、受注者はこれらの再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請

書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- 4 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後 10 日以内に「再委託業者通知書」に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、発注者が承諾した再委託内容に変更があった場合（再委託期間や再委託金額の変更、再委託業務内容を減らす場合など）、原則として変更に伴う履行開始前に「再委託内容変更通知書」を発注者に提出しなければならない。ただし、再委託金額をあらかじめ確定できない場合（単価契約等）の再委託金額確定に伴う変更については金額確定後とする。再委託先を追加、変更する場合や再委託業務内容を追加する場合は、受注者は改めて「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

I-1-1-3 著作権の譲渡等

- 1 受注者は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号。）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、契約書(A)第15条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

I-1-1-3.4 成果物の使用等

- 1 原則として設計業務等遂行の結果得られた成果は、すべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は、業務の遂行により特許法に規定する発明、実用新案法に規定する考案をしたときは、監督職員に報告するとともに、これを保全するために、発注者に帰属する出願、申請等の必要な措置を講じなければならない。なお、本項は契約書(A)特約条項（著作権の譲渡等）第1条～第5条の規定に優先する。
- 2 発注者が、引渡しを受けた契約の成果物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。
- 3 受注者は、契約書(A)特約条項（著作権の譲渡等）第4条の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で成果物を発表することができる。ただし、事前に本市に対し発表内容を明らかにしなければならない。
- 4 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書(A)第17条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

I-1-1-3.5 守秘義務

- 1 受注者は、契約書(A)第15条第1項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報をI-1-1-1.2 業務計画書に示す業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに

使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。

- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

I-1-1-36 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、必要に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、I - 1 - 1 - 1 2 業務計画書 に示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

I - 1 - 1 - 3 7 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない
- 2 受注者は、仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に原則毎月1回程度の安全訓練の実施により安全教育の徹底を図るとともに、所定様式により監督職員に報告し、安全教育の指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

- (5) 受注者は、酸素欠乏症等（酸素欠乏症等防止規則による。）の恐れのある場所では、「酸素欠乏症等危険作業計画書」を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては暴風、豪雨、豪雪、洪水、出水、高潮、地震、津波、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、緊急時に備え次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 緊急時における連絡体制を確立しなければならない。
 - (2) 緊急時連絡体制表を作成するとともに設計業務等関係者に周知しなければならない。
 - (3) 緊急時に備えて必要な機器材を常備し、仕様書の定め又は監督職員の指示によりこれらの機器材を業務計画書に明記しなければならない。

I-1-1-38 環境対策

- 1 受注者は、関係諸法令等及び仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の問題については、業務計画及び設計業務等の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。
- 3 監督職員は、設計業務等の実施にともない、第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を請求することができ、この場合、受注者は必要な資料を提出しなければならない。
- 4 受注者は、設計業務等の実施に際しては、次の各号に掲げる環境対策を講じなければならない。
- (1) 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考にして、業務実施に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
 - (2) 建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合は、この限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査

・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員との協議を行わなければならない。

排出ガス対策型建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用にあたって、受注者は、作業現場において使用する建設機械、指定ラベル、現場状況がわかる様に写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。また、使用機械については、業務計画書に排出ガス対策型建設機械を明記し、監督職員の確認を受けなければならない。

(3) 業務関係車両については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府環境条例」という。）」の趣旨を十分に踏まえて使用しなければならない。また、府環境条例に基づく規制対象自動車については、自動車検査証(車検証)等の写しを作業現場に整理・保管し、監督職員の求めに応じて速やかに提示しなければならない。

5 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員からの請求があった場合は、速やかに産業廃棄物管理票を提示しなければならない。また、検査時には、産業廃棄物管理票の写し及び産業廃棄物の種類別の集計表を提出しなければならない。

I-1-1-39 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

I-1-1-40 履行報告

受注者は、契約書(A)第21条の規定に基づき、履行報告書等を作成し、監督職員に提出しなければならない。

I-1-1-41 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者は、官公庁の休日又は夜間（以下「休日・夜間」という。）に作業を行う場合は、作業を行う日の5日前までに理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。また、休日・夜間の作業実施状況についても、速やかに監督職員に報告しなければならない。

I-1-1-42 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

第2章 設計等業務

第1節 予備・基本設計

I-2-1-1 適用の範囲

- 1 本節は、港湾の係留施設及び外郭施設並びに海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。
- 2 土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項は、I-2-1-3 設計条件において取り扱うものとする。
- 3 施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための予備・基本設計に関する一般的事項は、I-2-1-4 構造形式の選定において取り扱うものとする。

I-2-1-2 設計計画及び資料収集・整理

1 計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。

2 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）（公社）日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に（1）以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。
- (3) 受注者は、（1）及び（2）以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

3 設計手法

- (1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督職員に設計手法の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計しなければならない。
- (3) 受注者は、技術基準対象施設の設計にあたっては、適切な維持への配慮の視点を取り入れた設計を行わなければならない。

4 特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

5 リサイクル計画書の作成

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、監督職員の指示する様式によりリサイクル計

画書を作成する。

I-2-1-3 設計条件

1 自然条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、監督職員にその決定結果の承諾を得なければならない。

2 材料条件

- (1) 受注者は、JIS又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。
なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、(1) 以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

3 施工条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。
- (2) 受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

I-2-1-4 構造形式の選定

- 1 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。
なお、構造形式の選定は、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。
- 3 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
- 4 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

I-2-1-5 構造諸元の決定

1 概算数量

- (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断面図及びその他作成した図面に基づき I-2-1-4 構造形式の選定 1. の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ監督職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数値の承諾を得るものとする。

2 概算工事費

受注者は、1 で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。
なお、使用する単価はあらかじめ監督職員に承諾を得なければならない。

3 工事施工計画

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

I-2-1-6 図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

I-2-1-7 成 果

- 1 受注者は、基本設計の成果として、「表 2-1 予備・基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。

表 2-1 予備・基本設計成果物項目

成 果 物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2) 設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5) 付帯構造物設計書	防舷材、係船柱等
6) 設計書	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
7) 施工計画書	
8) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

- 2 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 2-1 予備・基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

I-2-1-8 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。

I-2-1-9 照 査

- 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
 - (5) 最適構造形式の適切性
 - (6) 施工性

第2節 細部設計

I-2-2-1 適用の範囲

本節は、第1節 予備・基本設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

I-2-2-2 設計計画

設計計画は、必要に応じ、I-2-1-2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

ただし、5. リサイクル計画書の作成を除く

I-2-2-3 設計波の算定

- 1 受注者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。
- 2 受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

I-2-2-4 配筋計算

- 1 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。
- 2 受注者は、基本設計の成果物及び土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。
- 3 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
- 4 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

I-2-2-5 数量計算

- 1 受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

I-2-2-6 図面作成

受注者は一般図、配筋図等を作成しなければならない。

I-2-2-7 付帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

I-2-2-8 成果

- 1 受注者は、細部設計の成果として、「表2-2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表2-2 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表 2-2 細部設計成果物項目

成果物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案
2) 細部設計計算書	
3) 設計図面	
4) 計算書	設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

I-2-2-9 協議・報告

協議・報告は、I-2-1-8 協議・報告を適用する。

I-2-2-10 照 査

- 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 数量計算内容の適切性

第3節 実施設計**I-2-3-1 適用の範囲**

本節は、第1節予備・基本設計及び第2節細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

I-2-3-2 設計計画

受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

なお、必要に応じ、I-2-1-2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

I-2-3-3 図面作成

- 1 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の実施設計を行わなければならない。
- 2 受注者は、第1節予備・基本設計及び第2節細部設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。

なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。

- 3 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。
- 4 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

I-2-3-4 数量計算

- 1 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。
- 3 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

I-2-3-5 成 果

- 1 受注者は、実施設計の成果として「表2-3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表2-3 実施設計成果物項目

成 果 物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
3) 数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

- 2 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表2-3 実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

I-2-3-6 協議・報告

協議・報告は、I-2-1-8 協議・報告を適用する。

I-2-3-7 照 査

- 1 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
 - (2) 数量算出内容の適切性

第3章 提出書類

第1節 提出書類

I-3-1-1 業務委託着手前の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務着手通知書	1	1-1		監督所管	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-1	○
2	業務工程表	1	1-2	契約書（A）第4条による。	〃	〃	Ⅶ-前-2	○
3	管理技術者通知書	1	1-5	契約書（A）第19条による。	〃	〃	Ⅶ-前-5	○
4	管理技術者変更通知書	1	1-6	管理技術者の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内	Ⅶ-前-6	△
5	照査技術者通知書	1	1-9	仕様書に定めがある場合に提出する。 契約書（A）第19条の2による	〃	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-9	△
6	照査技術者変更通知書	1	1-10	照査技術者の変更が生じた場合に 変更理由を記入のうえ提出する。	〃	変更後10日 以内	Ⅶ-前-10	△
7	主任技術者、管理技術者、 業務責任者、照査技術者、 担当技術者 経歴書 （当初・変更）	1	1-11	該当する本人が確認のうえ提出する。	〃	契約締結後 14日以内 （変更）については変更 後10日以内	Ⅶ-前-11	当初：○ 変更時：△
8	職務分担表	1	1-12	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-12	△
9	「受注者に所属することを証する書面」届出書 （当初・変更）	1	1-13	当該受注者と直接的かつ恒常的な 雇用関係が確認できるものの 写しを添付する。	〃	契約締結後 14日以内 （変更）については変更 後10日以内	Ⅶ-前-13	当初：○ 変更時：△
10	配置技術者手持業務報告書	1	1-14	仕様書に定めがある場合に提出する。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後 14日以内	Ⅶ-前-14	△
11	労災保険加入証明書	1	1-15	I-1-1-10による。	〃	契約締結後 14日以内 （変更）については変更 後10日以内	Ⅶ-前-15	当初：○ 変更時：△

I 港湾設計等業務委託共通仕様書

12	再委託承諾申請書	1	1-16	再委託を行う場合に提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託するとき	VII-前-16	△
13	再委託業者通知書	1	1-17	再委託業者と契約締結後、提出する。 契約書（A）第16条による。	〃	再委託業者契約締結後10日以内	VII-前-17	△
14	再委託内容変更通知書	1	1-26	承諾した内容に変更があった場合に提出する。	〃	変更に伴う履行開始前	VII-前-27	△
15	履行体制（変更）届	1	1-27	再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合に提出する。	〃	再委託の相手方からさらに第三者に委託するとき	VII-前-28	△
16	理由書兼誓約書	1	1-28	再委託申請書に再委託金額を記載ができない場合に提出する。	〃	再委託するとき	VII-前-30	△
17	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	契約締結後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
18	業務委託前払金申請書	1	1-18	前払金を請求する場合に提出する。 契約書（A）第39条による。	〃	前払金を請求する時	VII-前-18	△
19	誓約書 （大阪市暴力団排除条例）	1	1-29	受注者及び再委託業者等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。	監督所管 （再委託業者等） 契約管財局 （受注者）	契約締結時、再委託業者等	—	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書
様式欄の「一、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-10第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

I-3-1-2 業務委託実施時の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務計画書	1	—	打合せ時に要する部数を別途用意すること。 I-1-1-12による。	監督所管	契約締結後 14日以内	—	○
2	業務打合せ書	2	2-1	発注者と受注者の間で、指示・通知・協議・承諾・報告・提出等をとりかわす場合に提出する。	〃	打合せの都度	Ⅶ-中-1	△
3	身分証明書交付願	1	指定①	身分証明書の交付を必要とする場合に提出する。	〃	交付予定日の7日前まで	—	△
4	業務月報	1	2-2	毎月の委託内容を記入し半月毎に提出する。	〃	上半月は当月20日、下半月は翌月5日まで	Ⅶ-中-2	○
5	業務日報／（表紙）	1	2-3	日々の委託内容を記入し検査時に提出する。（担当者から指示があれば提出する）	〃	業務委託完了日	Ⅶ-中-3	△
6	休日・夜間業務届出書	1	2-4	休日及び夜間に実施する場合、作成し提出する。 I-1-1-41による。	〃	休日・夜間業務5日前まで	Ⅶ-中-5	△
7	休日・夜間業務実施報告書	1	2-5	休日及び夜間を届出した場合、作成し提出する。 I-1-1-41による。	〃	休日・夜間業務後速やかに	Ⅶ-中-6	△
8	貸与品借用書	1	2-6	貸与品の引渡しを受けた場合に提出する。 契約書（A）第22条による。	〃	引渡しの日から7日以内	Ⅶ-中-7	△
9	貸与品返納書	1	2-7	貸与品を返納した場合に提出する。 契約書（A）第22条による。	〃	貸与品返納日	Ⅶ-中-8	△
10	貸与品整理表	1	—	貸与品を返納した場合に、必要に応じて貸与品返納書に添付する。	〃	貸与品返納後速やかに	—	△
11	支給品請求書	1	2-8	支給品の受払いがある場合、作成し提出する。	〃	受払い予定日の7日前まで	Ⅶ-中-9	△
12	支給品受領書	1	2-9	支給品の受払いがある場合、作成し提出する。	〃	支給品の受払い日	Ⅶ-中-10	△
13	支給品清算書	1	—	支給品の受払いがある場合に、支給品受領書に添付する。 I-1-1-11による。	〃	受払い後速やかに	—	△
14	事故報告書	1	指定①	事故が発生した場合に提出する。	〃	事故発生時速やかに	—	△
15	設計変更協議書	2	2-10	設計変更事項が生じた場合に提出する。	〃	変更する必要がある場合速やかに	Ⅶ-中-11	△
16	設計変更履歴一覧表	1	2-11	設計変更協議書に添付する。（2回目以降）	〃	設計変更協議書提出時	Ⅶ-中-12	△

I 港湾設計等業務委託共通仕様書

17	設計変更承諾書	1	2-12	設計変更契約締結までに実施を必要とする設計変更事項が生じた場合は、本市から設計変更実施指示書を交付するので、これに対する承諾書を提出する。	〃	設計変更指示書を受領後速やかに	Ⅶ-中-13	△
18	部分使用同意書	1	指定①	発注者より引渡し前に成果物の全部又は一部の使用について、提示があり同意する場合に提出する。 契約書（A）第38条による	〃	提示があり同意する場合速やかに	—	△
19	履行期間延長協議書	1	2-13	業務委託の実施にあたり、やむを得ない事情により、期限内に完了することが不可能となった場合に提出する。	〃	延長の必要が生じた場合。ただし、完了期限 14 日前まで	Ⅶ-中-14	△
20	業務委託履行遅延報告書	1	2-14	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じるおそれがある場合に提出する。	〃	履行遅延が生じる 14 日前まで	Ⅶ-中-15	△
21	履行遅延届兼業務委託続行願	1	2-15	受注者の責に帰する理由により履行遅延が生じる場合に提出する。	〃	履行遅延が生じる 7 日前まで	Ⅶ-中-16	△
22	テクリス登録のための確認のお願い テクリス登録内容確認書	1	指定②	受注者（ただし、業務種別 100～600 に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が 100 万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	変更・訂正時に各事実発生日から土・日・祝日等を除く 15 日以内	—	△
23	安全訓練実施報告書	1	2-17	屋外で行う設計等業務がある場合に、安全訓練を実施し提出する。 I-1-1-37による。	〃	実施月の翌月の 5 日まで	Ⅶ-中-18	△
24	誓約書	1	参考 1	履行遅延届兼業務委託続行願に添付	〃	履行遅延が生じる 7 日前まで	Ⅶ-中-19	△
25	議事録	1	参考 2	打合せ事項（議題）があった場合に提出する。	〃	打合せ事項（議題）があった場合速やかに	Ⅶ-中-20	△
26	議事録—2	1	参考 3	打合せ事項（議題）があった場合に提出する。	〃	〃	Ⅶ-中-21	△

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書

様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-10第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む

I-3-1-3 業務委託完了時の提出書類

番号	書類名	提出部数	様式	提出条件	提出先	提出期限	参照頁	提出※1
1	業務報告書	仕様書の定めによる	—		監督所管	作成後速やかに。	—	○
2	業務記録写真	1	—	業務実施状況の確認が必要な場合に提出する。	〃	作成後速やかに。	—	△
3	納品書	1	3-1	I-1-1-17による。	〃	納品日	VII-完-1	○
4	照査報告書	1	3-2	照査を行った場合に提出する。 I-1-1-8による。	〃	照査完了後速やかに	VII-完-2	△
5	照査確認シート	1	3-3	照査を行った場合に照査報告書に添付する。	〃	〃	VII-完-3	△
6	部分払（第 回中間）検査願	1	3-4	部分払を請求する場合に提出する。 契約書（A）特約条項による。	〃	検査希望日の10日前まで	VII-完-4	△
7	業務完了通知書	1	3-8	契約書（A）第36条による。	〃	業務委託完了日	VII-完-8	○
8	業務委託部分完了通知書	1	3-9	業務委託部分完了日に提出する。 契約書（A）第43条による。	〃	業務委託指定部分完了日	VII-完-9	△
9	検査指示事項処置確認書	1	3-10	検査指示事項があった場合に処置完了すれば提出する。	〃	処置完了後速やかに	VII-完-10	△
10	テクリス登録のための確認のお願い	1	指定②	受注者（ただし、業務種別100～600に該当しない受注者は除く。）は、契約金額が100万円以上の業務について作成し提出する。 ただし、上記業種に該当しない場合であっても受注者の希望により提出することができる。 I-1-1-10による。	〃	業務委託完了後、土・日・祝日等を除く15日以内	—	△
	テクリス登録内容確認書							
11	請求書	1	3-11	契約書（A）第37条による。	〃	検査実施後かつ指示事項処置完了後	VII-完-11	○

※1 ○・・・必ず提出 △・・・該当する場合に提出
（ただし、別途特記仕様書に定めがある場合を除く）

契約書（A）：土木設計等業務委託契約書

様式欄の「—、指定①、指定②」とは下記のことである

— I-1-1-10第2項による

指定① 該当時に監督職員が提示

指定② 業務実績情報システムの指定

提出期限について

特記仕様書に定めがある場合を除き、土曜・日曜・祝日を含む